

藤沢市教育委員会に係る藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正について

藤沢市教育委員会に係る藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を次のように改正する。

2015年（平成27年）12月16日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2016年（平成28年）1月1日

提案理由

この規則を提出したのは、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行う必要による。

藤沢市教育委員会に係る藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 小 竹 伊 津 子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会に係る藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会に係る藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年藤沢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第1項又は」を削り，同項第3号ア中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）」に，「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は，平成28年1月1日から施行する。

藤沢市教育委員会に係る藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年教育委員会規則第4号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○藤沢市教育委員会に係る藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成17年12月19日 教委規則第4号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年藤沢市条例第5号。以下「条例」という。)の委任事項及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育委員会等 教育委員会若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律及び法律に基づく命令並びに条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。</p> <p>(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。</p> <p>(3) 電子証明書 次のいずれかに該当する電子証明書であって、教育</p>	<p>○藤沢市教育委員会に係る藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成17年12月19日 教委規則第4号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年藤沢市条例第5号。以下「条例」という。)の委任事項及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育委員会等 教育委員会若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律及び法律に基づく命令並びに条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。</p> <p>(2) 電子署名 <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第2条第1項又は</u>電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。</p> <p>(3) 電子証明書 次のいずれかに該当する電子証明書であって、教育</p>

委員会等が条例第3条第1項に規定する市の機関の使用に係る電子計算機のうち教育委員会等の使用に係るもの(以下「教育委員会等の使用に係る電子計算機」という。)から認証することができるものをいう。

ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が作成した電子証明書

ウ 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

エ アからウまでに掲げるもののほか、教育委員会が定める電子証明書

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

委員会等が条例第3条第1項に規定する市の機関の使用に係る電子計算機のうち教育委員会等の使用に係るもの(以下「教育委員会等の使用に係る電子計算機」という。)から認証することができるものをいう。

ア 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する電子証明書

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が作成した電子証明書

ウ 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

エ アからウまでに掲げるもののほか、教育委員会が定める電子証明書

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。